

<報道発表資料>

カテゴリー:募集

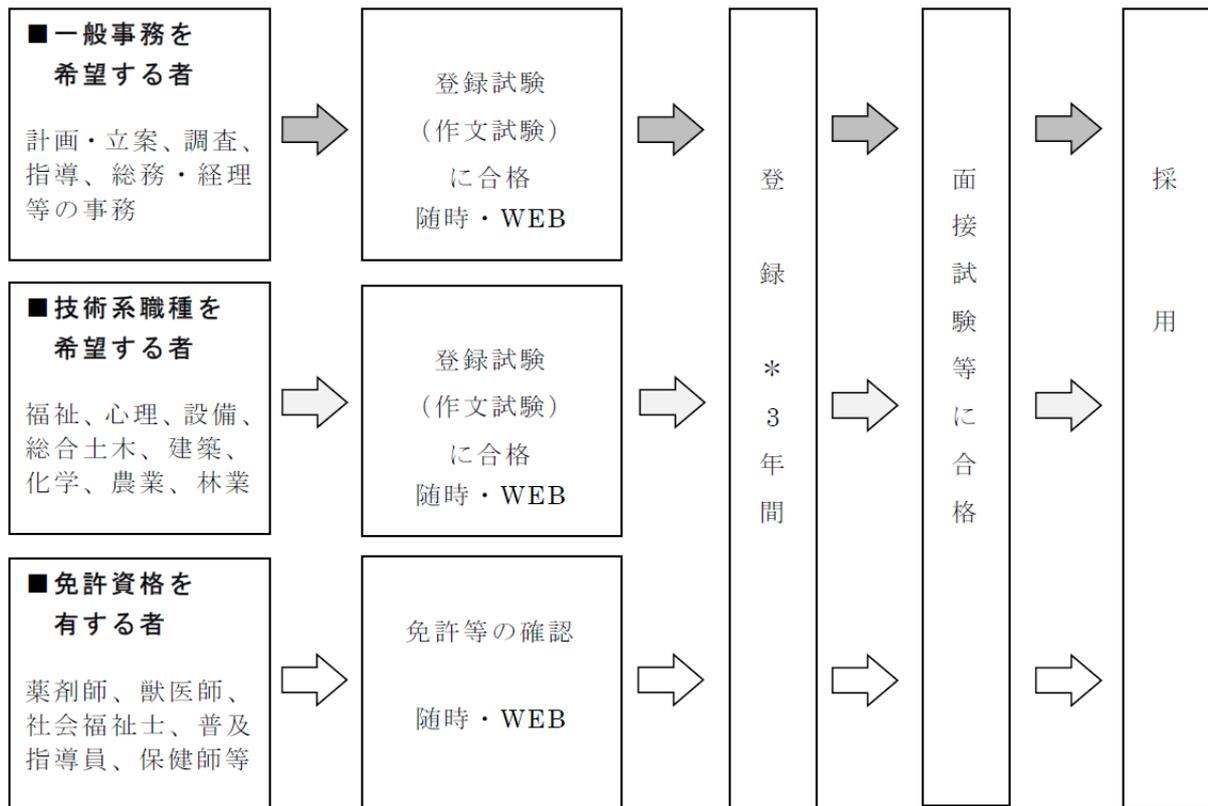
令和8年3月23日

令和8年度育児休業等代替職員登録試験について  
～一般事務でも随時受験が可能に！～

埼玉県では、育児休業を取得する職員及び育児短時間勤務を行う職員の代替職員として勤務していただく、任期付職員の登録試験を実施しています。

令和8年度試験からは、一般事務の試験もWEBによる随時受験が可能になります。これにより、時間や場所にとらわれず登録試験を受けることができるようになります。

1 登録試験と採用までの流れ



2 受験資格

受験資格 18歳以上の方（令和8年4月1日現在）

※地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する方は登録できません。

### 3 登録区分ごとの登録試験、任期等

登録試験は登録区分A・Bどちらも作文試験です。登録試験に合格された方は、希望により「育児休業等代替職員（登録区分A）」か「任期付短時間勤務職員（登録区分B）」または両方に登録できます。

#### 【登録区分A】育児休業等代替職員

任 期 おおむね6月以上3年未満  
勤務時間 週38時間45分

#### 【登録区分B】任期付短時間勤務職員

任 期 最長1年。ただし職員の育児短時間勤務の状況により更新する場合あり  
勤務時間 週14時間10分、週15時間30分、週19時間10分、週19時間20分のいずれかの時間

### 4 「登録案内」の配布場所

県ホームページに掲載しているほか、各地域振興センターや県内ハローワーク等でも配布します。

### 5 その他

登録試験に合格した方は、育児休業等代替職員採用候補者名簿に登録されます。職員が育児休業を取得した場合又は育児短時間勤務を行う場合に、登録者の中から、さらに面接試験等を実施し、合格者を採用します。

登録されても、職員の育児休業等の状況によっては、採用されない場合があります。

一般事務（元県職員対象）は廃止いたします。

※ホームページ <https://www.pref.saitama.lg.jp/a0201/ikukyuudaitai/>  
WEBで「埼玉県 育児代替」と検索